

情報公開規程

一般社団法人日本カーシェアリング協会

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「当法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 当法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程及び個人情報の保護に関する定めに従い、主たる事務所への備置き、当法人のホームページへの掲載その他当法人が適当と認める方法により、情報の公開を行うものとする。

（書類の備置き及び閲覧等）

第5条 当法人は、別表に掲げる書類を、別表に定める期間、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人は、前項の規定により備え置いた書類について、法令に基づき閲覧等の請求権を有する者から請求があった場合には、法令の定めるところにより閲覧等に供するものとする。
- 3 前項に定める者以外の者から閲覧等の申請があった場合には、当法人は、情報公開の趣旨を踏まえ、当該申請の目的、対象書類の内容、個人情報又は第三者の権利利益への影響、当法人の業務運営への影響その他の事情を考慮し、相当と認める範囲で閲覧等に供することができる。
- 4 当法人は、前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、閲覧等の全部又は一部を拒むことができる。
 - （1）申請の目的が、この規程の目的に反すると認められるとき
 - （2）申請者が、閲覧等により得た情報を不正に利用し、又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき
 - （3）個人情報、プライバシー、営業上又は業務上の秘密その他公開に適しない情報が含まれるとき
 - （4）当法人、社員、役員、職員、利用者、支援者、寄附者、取引先その他関係者の権利利益を不当に害するおそれがあるとき
 - （5）当法人の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - （6）営利目的、嫌がらせ目的、誹謗中傷目的、第三者への不当な提供目的その他不当な目的による申請であると認められるとき
 - （7）法令、定款又は当法人の規程により公開が制限されている情報を含むとき
 - （8）その他、閲覧等に供することが相当でないとき

(閲覧等の場所及び日時)

第6条 書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する場所とする。

- 2 書類の閲覧等ができる日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧等ができる時間は、当法人の業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、当法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第7条 当法人は、別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、様式1に定める閲覧等申請書に必要な事項の記入を求め、その提出を受けるものとする。

- 2 当法人は、謄写の交付を行う場合には、請求した者から実費を徴収することができる。
- 3 当法人は、閲覧等の申請があった場合には、申請者の本人確認、申請者の資格、閲覧等の目的、閲覧等を求める書類の範囲その他必要な事項について確認することができる。
- 4 当法人は、前項の確認のため必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は説明を求めることができる。

(ホームページ等による情報公開)

第8条 当法人は、第5条から前条までの規定による閲覧等のほか、広く一般に対し、当法人のホームページ等に掲載する方法により情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は、代表理事が定める。

(管理)

第9条 当法人の情報公開に関する事務は、代表理事が指定する部署又は担当者が所管する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2026年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 社員名簿	常時
3 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	当該事業年度の終了の時まで
4 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、これらの附属明細書並びに財産目録	5年間
5 監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類並びに運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	5年間
6 社員総会議事録	10年間
7 理事会議事録	10年間
8 会計帳簿及び事業に関する重要な資料	10年間

※1 上記の対象書類のうち、社員名簿（住所の記載部分を含む。）及び会計帳簿の閲覧等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、社員その他法令に定める者に限り請求することができるものとする。

※2 理事会議事録の閲覧等については、同法の定めるところにより、社員にあっては裁判所の許可を得て請求することができるものとする。

様式 1

閲 覧 等 申 請 書

一般社団法人日本カーシェアリング協会

代表理事 吉澤 武彦 殿

申請月日	年 月 日
申請者氏名	
申請者住所	
電話番号	

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします（該当するものを○で囲んでください）。

1. 申請者の区分（該当するものを○で囲んでください） ・ 社員 ・ 債権者 ・ 寄附者・支援者 ・ 報道関係者 ・ 研究者 ・ その他（ ）
2. 閲覧等の目的（できる限り具体的に記載してください。）
3. 利用予定（該当するものを○で囲んでください） ・ 自己の確認のため ・ 調査・研究のため ・ 報道・公表のため ・ その他（ ）
4. 閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んでください。） ①定款 ②社員名簿 ③事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 ④事業報告・計算書類（貸借対照表・損益計算書）及び附属明細書・財産目録 ⑤監査報告 ⑥理事及び監事の名簿 ⑦理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 ⑧運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 ⑨議事録（社員総会・理事会） ⑩会計帳簿
5. 誓約事項 私は、閲覧等により得た情報を、上記目的の範囲内で適正に利用し、個人情報、プライバシー、第三者の権利利益又は当法人の業務運営を不当に害する目的で利用しないことを誓約します。 （自筆署名欄）